

協議第 8 号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 14 年 12 月 27 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
- 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの
- 4 失効するもの

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	条例・規則等の取扱い	細項目					
事務事業名		専門部会名	総務部会	分科会名 総務分科会			
調整方針	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの						
2 市 2 町 の 現 況		具 体 的 な 調 整 内 容					
例規集に登載されている条例等		新設合併が行われる場合、合併関係市町(西条市、東予市、丹原町及び小松町)は合併によって消滅するため、従来の4市町の条例・規則等は全て失効することになる。 そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行する必要がある。 なお、条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの (1) 条 例 …… 新市の市長職務執行者(地方自治法施行令第1条の2)の専決処分により即時制定し、施行する。(地方自治法第179条第1項) (2) 規則、その他 …… 新市の市長職務執行者の職権により制定し施行する。(地方自治法第15条第1項) 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの (1) 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等) (2) 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行するもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 新市の条例・規則等が制定、施行されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則等を新市の条例・規則等として引き続き施行する。(地方自治法施行令第3条) 4 失効するもの					
区 分	西 条 市				東 予 市	丹 原 町	小 松 町
条 例	222件				154件	141件	135件
規 則	176件				168件	123件	107件
その他(規程・要綱等)	157件				170件	94件	90件
計	555件				492件	358件	332件
(平成14年10月1日現在)							

条例・規則等の取扱いに関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(規則)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

(第2項 省略)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

(第2項 第3項 省略)

(条例・規則の暫定的施行)

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

先例地の事例

(西東京市)

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

(さいたま市)

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

(さぬき市)

5町同一の条例、規則等は原則として現行のとおりとする。

類似、相違しているもの及び1町または数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。

合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

(宇摩合併協議会(任意))

現行の条例等を次により、区分し、調整する。

合併と同時に長の専決処分により、即時制定施行させるもの

従来旧市町村で施行されていた条例等を、引き続き暫定施行させるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

失効するもの

制定方法による分類

制定方法	内 容	例 示
専 決	<p>合併に伴い2市2町の全ての条例、規則等は失効することになります。</p> <p>新市発足の日に議会の開会は現実には不可能と考えられることから、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者が新市発足の日から必要な条例を専決処分により制定し、施行することとなります。</p> <p>また、新市発足の日から必要な規則については、地方自治法第15条第1項の規定により、市長職務執行者が制定し、施行することとなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市の基本的事項に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・市役所の位置を定める条例 ・公告式条例 等 ○執行機関の組織に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・市の休日を守る条例 ・事務分掌条例 等 ○財政運営に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の作成及び公表に関する条例 ・特別会計設置条例 等 ○住民福祉増進のための事務事業に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・公民館設置及び管理条例 ・福祉手当支給条例 等 ○使用料、手数料に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・手数料条例 等 ○市税、国民健康保険税、介護保険料等に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・市税条例 ・国民健康保険条例 ・介護保険条例 等 ○人事に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・公平委員会設置条例 ・職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等 ○報酬、給与等に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・報酬及び費用弁償条例 ・特別職の職員の給与に関する条例 ・一般職の職員の給与に関する条例 等
逐 次	<p>新市発足時には必要のない条例規則又は市長職務執行者の専決処分による制定になじまない条例については、合併後、逐次制定し、施行することとなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○表彰等 <ul style="list-style-type: none"> ・名誉市民条例 ・表彰条例 ○慣行関係 <ul style="list-style-type: none"> ・市章、都市宣言 ○条例議案の提案権が長にないもの（議会の組織、運営に関するもの） <ul style="list-style-type: none"> ・委員会条例 ・議会事務局条例
暫 定	<p>地方自治法施行令第3条の規定により、新市の条例、規則が制定施行されるまでの間、必要な事項について、従来合併関係市町の地域に施行されていた条例又は規則を施行することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○合併協議会での協議結果により、当分の間、旧市町の条例を当該地域に適用するとされたもの <ul style="list-style-type: none"> ・西条市河川の清流を守る条例 ・（基金条例）

